



高市大臣(右)への建議(2024年2月15日)

ら希望する企業に限定すること、そして第6が個人のプライバシーに配慮することである。
具体的な方向性
クリアランス制度の対象となる情報は、政府が保有する経済・技術分野の情報の中でも特に国家として厳格に保全すべき重要な情報を限定すべきである。また、経済安全保障上重要な情報は「法令等によりあらかじめ明確にしておくべき」である。その際、新たな制度においては、「現行の特定秘密制度が対応していない諸外国のコンフィデンシャル(Confidential)級」の情報も「法律に基づく情報指定の対象」とすべきである。

個人に対する調査・評価について、最終とりまとめは、調査は「元化し、一度得られた調査結果を一定の間、組織や部署を超えて有

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する提言

—戦略的優位性・不可欠性の維持・強化につながる制度の創設に向けて

提言



大林剛郎
おおばやしだけお
外交委員長
大林組会長



片野坂真哉
かたのざか しんや
外交委員長
ANAホールディングス
会長

国家の安全保障の対象が経済・技術分野にも広がる中、経済安全保障の確保が課題となつていて、わが国では①サプライチェーンの強靭化、②基幹インフラの安全性・信頼性確保、③官民技術協力、④特許出願の非公開化——の4本柱からなる経済安全保障推進法が2022年5月に成立したが、その際の付帯決議で、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス(以下、クリアランス)制度が残された課題として指摘された。

クリアランス制度とは、国家による情報保全措置の一環として、安全保障上重要と指定された政府保有情報(CI: Classified Information)にアクセスする必要がある者を、政府が調査して信頼性を確認したうえでアクセスを認めるものであるが、諸外国では、経済・技術分野の情報も対象に運用されている。これに対し、わが国では特定秘密保護法がクリアランス制度を規定しているが、対象となる経済・技術分野の情報が限定的であるため、わが国企業が国際共同研究開発等に参加するに際してクリアランスを求められた場合には、参加がかなわないことがある。

こうした現状を踏まえ、経団連は、経済安全保障分野におけるクリアランス制度の創設を求めてきた。これに対し、政府は、2022年12月に策定した国家安全保障戦略において新たな制度創設について検討することを記

提言の概要

提言の概要は次の通りである。なお「内は有識者会議の最終とりまとめからの抜粋である。

制度設計にあたっての基本的な考え方

第1に、特定秘密保護法など既存の仕組みとの整合性を確保することである。第2に、相手国から信頼されるに足る、実効性のある制度を目指すことが、これは諸外国とまったく同じ制度の導入を求めるこを意味するものではない。第3に、企業のニーズを考慮すること、第4に、対象となる情報を政府が保有する情報の中で特に重要なものに限定すること、第5に、対象となる事業者は自

効とすべきとする一方で、評価は各省庁が実施すべきとしている。これは、クリアランスのポーティビリティを求めていた企業の当初の要望からすれば十分とは言えない。ただ、重要な情報の指定が各行政機関において行われることに鑑みれば、一定の合理性が認められる。

事業者に対する調査・評価については、最終とりまとめが「現行制度の運用や主要国例も参照しつつ、我が国の企業等の実情や特定秘密保護法」等との整合性も踏まえながら、「実効的かつ現実的な制度を整備していくべき」としていることは適切である。政府は今後、国内既存制度との整合性を踏まえて現実的な制度とともに、国際的にも通用する実効的な制度となるよう、諸外国の理解を得ていくべきである。

プライバシー等との関係では、個人に対する調査では幅広い個人情報を扱うことから、特定秘密制度と「同様に丁寧な手順を踏んだ上で本人の同意を得て調査を行うことが大前提である」ことは当然である。

CII以外の重要な情報の取り扱いに関して、最終とりまとめは具体的な方向性を示していない。今後、政府として検討していく場合は、経団連として改めて意見を申し述べたい。

また、最終とりまとめの公表後、政府は、新たな制度は特定秘密制度でトップ・シーケレ

経団連の今後の取り組み

2024年2月15日に本提言を高市早苗経

済安全保障担当大臣に建議した際には、経団連の提言を踏まえた法案の早期成立を期待するとともに、新制度と特定秘密制度をシームレスに運用することにより、わが国企業のニーズに対応してほしいと伝えた。これに対し高市大臣からは、法案成立に向けて努力したい、法案成立後の論点もあるのでしっかりと経団連の意見を聞きたいとの返答があった。法案成立後には、政省令等でクリアランス制度の詳細が規定されることになる。経団連は、政省令等の規定ぶりを注視し、必要に応じて意見していく。同時に、新たな制度と特定秘密制度のシームレスな運用を働きかけ、わが国の戦略的優位性・不可欠性の維持・強化に資する制度となるよう取り組んでいく所存である。

*本稿の内容は、執筆時点(2月中旬)の状況に基づくものである。

したうえで、2023年2月に「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」(以下、有識者会議)を立ち上げ、約1年にわたる議論を経て、2024年1月19日に「最終とりまとめ(以下、最終とりまとめ)」を公表した。

今後政府は、有識者会議の最終とりまとめを踏まえた法案を策定し、今次通常国会に提出する予定である。そこで経団連は、「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する提言」を取りまとめ、法制化にあたり考慮すべき事項を整理するとともに、新たな制度と特定秘密制度のシームレスな運用を要望した。